

○総務省告示第百二十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和六年度分の固定資産税から適用する。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 略]</p> <p>3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">所 有 者</p> <p>[(1)～(11) 略]</p> <p><u>(12) 合同会社グリーンパワー石狩</u> 同</p> <p><u>(13)～(20) [略]</u></p> <p><u>(21) 野辺地風力開発株式会社（発電事業に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(22) 横浜風力開発株式会社（発電事業に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(23) 合同会社グリーンパワー深浦（発電事業に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(24)～(35) [略]</u></p> <p><u>(36) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（JRE能代三種太陽光発電所に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(37)～(48) [略]</u></p> <p><u>(49) 合同会社アストロナージ棚倉（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(50) 永和電力株式会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(51) 合同会社MERCHANT ENERGY第八（福島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(52)～(54) [略]</u></p> <p><u>(55) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(56)～(58) [略]</u></p> <p><u>(59) ソーラーリスト合同会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(60)～(63) [略]</u></p> <p><u>(64) GPS S 4 合同会社（東黒田太陽光発電所に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(65)～(81) [略]</u></p> <p><u>(82) 合同会社宮リバー度会ソーラーパーク（宮リバー度会ソーラーパー</u> 同</p>	<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 同左]</p> <p>3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">所 有 者</p> <p>[(1)～(11) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(12)～(19) [同左]</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(20)～(31) [同左]</u></p> <p><u>(32) 合同会社JRE能代三種（JRE能代三種太陽光発電所に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(33)～(44) [同左]</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(45)～(47) [同左]</u></p> <p><u>(48) 水戸ニュータウン・メガソーラーパーク合同会社</u> 同</p> <p><u>(49)～(51) [同左]</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(52)～(55) [同左]</u></p> <p><u>(56) GPS S 5 合同会社（東黒田太陽光発電所に係るものに限る。）</u> 同</p> <p><u>(57)～(73) [同左]</u></p> <p>[新設]</p>

クの送電線に係るものに限る。)

(83)～(134) [略]

[4～10 略]

11 次に掲げる者が所有する償却資産

所 有 者

価格等並びに
配分市町村及
び配分価格等
を決定する道
府県知事

[(1)～(56) 略]

(57) 三遠メディアミックス株式会社 (静岡県内の二以上の市町村にわた
って所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)

[(58)～(109) 略]

二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

[1 略]

2 次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメ
ーター

[(1)～(2) 略]

[削る]

(3)～(5) [略]

[削る]

[削る]

(6)～(8) [略]

(9) 株式会社エナジー宇宙

3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産

[(1)～(32) 略]

[削る]

(33) [略]

[4～8 略]

(74)～(125) [同左]

[4～10 同左]

11 次に掲げる者が所有する償却資産

所 有 者

価格等並びに
配分市町村及
び配分価格等
を決定する道
府県知事

[(1)～(56) 同左]

(57) 浜松ケーブルテレビ株式会社 (静岡県内の二以上の市町村にわた
って所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)

[(58)～(109) 同左]

二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

[1 同左]

2 次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメ
ーター

[(1)～(2) 同左]

(3) 東日本ガス株式会社

(4)～(6) [同左]

(7) 北日本ガス株式会社

(8) 東彩ガス株式会社

(9)～(11) [同左]

[新設]

3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産

[(1)～(32) 同左]

(33) 合同会社えびの (二以上の道府県にわたって所在する太陽光発電設
備に係るものに限る。)

(34) [同左]

[4～8 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。